

はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダー実施要領

（目的）

第1条 この要領は、柏市内在住のお子さんが生まれる予定のかた及びお子さんを養育しているかたをはぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダー（通称：はぐカシアンバサダー）に任命し、子育てに関する情報、柏で子育てする様子及びその魅力などを Instagram で子育てするかたの視点で発信することにより、子育て世帯の方がまさに必要としている情報を届けるとともに、子育てしやすい街としてのイメージの醸成を図ることを目的とする「はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダー」の実施について、必要な事項を定める。

（はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーの要件）

第2条 はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーは、次の各号に該当する者の中から柏市が任命する者とする。ただし、柏市が認めた場合、この限りではない。

- (1) 原則として、お子さんが生まれる予定のかた又はお子さんを養育していること。
- (2) 柏市に在住していること。
- (3) はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーとして発信に利用する Instagram アカウントを保有していること、なお、当該アカウントの投稿内容は公開すること。
- (4) はぐはぐ柏 Instagram をフォローしていること。
- (5) 柏市で子育てする様子やその魅力について情報発信する意欲を持っていること。

（任命期間）

第3条 はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーの任命期間は、任命日から任命後最初の3月31日までとする。

（定員）

第4条 はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーの定員は設けない。

（活動内容）

第5条 はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーは次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 柏市での子育てについて、投稿を見た子育てをするかたが真似及び

参考としたくなるような発信をすること。発信の内容については、下記の項目を想定している。

ア お子さんとの日常の様子

イ お子さんと一緒に楽しめる場所やお店

ウ 市内施設（民間施設を含む）の利用や市内イベントへの参加等

エ 市の子育て施策を活用して良かったこと

オ その他子育てに役立つ情報等

(2) 柏市が発信する取材先候補リスト等をもとに施設等を訪れて、施設情報や感想を発信すること。

(3) アンケートの記入，意見交換会への参加，オンラインコンテンツ制作など，こども政策課からの依頼に積極的に応じること。

（投稿）

第6条 はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーは、前条第1号及び第2号の活動をする際は、写真及び動画を積極的に投稿すること。なお、投稿に当たっては、次の各号の定める内容に留意すること。

(1) はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーの投稿内容に他人の文章を流用してはならない。

(2) はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーの写真を含む投稿内容を広報目的で 사용할 ことができる。

(3) 撮影許諾のない第三者が個人の特定される状態で写っていないこと。

(4) その他、投稿について必要な事項は別に定める。

（投稿に対する返信）

第7条 はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーが行う返信対応については任意とするが、次の各号の定める内容に留意すること。

(1) はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーによる返信対応については、柏市は一切責任を負わない。

(2) はぐはぐ柏 Instagram に関連して、はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーとユーザー間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、柏市は一切責任を負わない。

（返信における禁止事項）

第8条 はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーが返信を行うに当たって次の各号に定める内容に留意すること。

(1) 市の公式見解でない情報及び秘密情報の発信

意思形成過程にある政策や事業内容についての取り扱いには細心の注意を払い、勝手な言及や、憶測含みの発言は厳に慎む。噂や未発表の事柄について尋ねられた場合も同様とする。

また、業務上知り得た個人情報や機密情報、柏市のセキュリティを脅かす恐れのある情報などを発信することを禁止する。

(2) 誤解を招く発信

発信する情報は正確を期すとともに、その内容について誤解を招かないよう留意する。伏せ字を使う等、要らぬ詮索を招くような記述も避ける。

(3) けんかの売り買い

発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合は、冷静に対応し、無用な議論となることを避ける。

(活動における禁止事項)

第9条 はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーは活動を通じて次の各号に定める行為を行ってはならない。ただし、はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーとして行わない個人の SNS アカウントへの投稿については、この限りではない。

(1) 掲載の許可を得ていない内容

(2) 公序良俗に反する内容

(3) 当ページの目的に対して著しく乖離する内容

(4) 柏市または第三者を誹謗、中傷し、または名誉もしくは信用を傷つける内容

(5) 政治活動、選挙活動、宗教活動またはこれらに類似する内容

(6) 違法な情報やわいせつな内容

(7) 柏市または第三者の著作権、肖像権、その他知的財産権を侵害する内容

(8) その他、運用管理者が不適切と判断した内容

(報酬等)

第10条 はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーの活動は無報酬とする。

(応募方法)

第11条 はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーに応募する者は、次の各号に定める内容を書類又は電子データで柏市へ提出する。

(1) 名前

(2) 住所

- (3) 電話番号
- (4) メールアドレス
- (5) 生年月日
- (6) 子どもの年齢
- (7) Instagram アカウント
- (任命)

第 12 条 第 2 条に定める要件に基づき、柏市がはぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーとして任命する。

(変更報告)

第 13 条 はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーは、応募書類又はデータの記載内容に変更があった場合は、速やかに柏市に報告しなければならない。

(任命の取り消し)

第 14 条 柏市は、はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーが次の各号のいずれかに該当する場合は、はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーの任命を取り消すことができる。

- (1) 応募内容の一部又は全部に虚偽があった場合
- (2) はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーの趣旨に反する行為があった場合
- (3) 第 2 条に規定する要件に該当しなくなった場合
- (4) 第 5 条に規定する活動が行われていない場合
- (5) 第 8 条に規定する禁止事項に該当した場合
- (6) 第 9 条に該当した場合

(その他)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーの任命及び事業実施に係る必要な事項は、必要に応じて柏市が別に定める。

第 16 条 柏市は、はぐはぐ柏 Instagram 公式アンバサダーの活動において発生した事故や怪我などについては、市民活動支援課にて契約している“市民活動災害補償保険”の範囲内で対応する。

附 則

この要領は，令和５年１２月１日から施行する。

この要領は，令和６年４月１９日から施行する。